## 社会福祉法人十和田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十和田市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定により、社会福祉法人十和田市社会福祉協議会(以下「十和田市社協」という。)の役員等の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の種類)

- 第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。
  - 1 理事・監事・評議員
  - 2 ふれあい相談所相談員
  - 3 生活福祉資金貸付調査会委員
  - 4 たすけあい資金運営委員
  - 5 福祉サービス苦情解決第三者委員
  - 6 定款第33条に規定する委員会委員

(報酬)

第3条 役員等に報酬は、支給しない。

(費用弁償)

- 第4条 役員等(常務理事を除く)が、市内において会議等に出席した場合の 費用弁償は日当のみとし、その額は2,000円とする。
- 2 役員等が、市外において職務のため旅行した場合は、費用弁償を支給する ものとし、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、十和田市社会福祉協議会 旅費規程により計算した額とし、日当及び宿泊料については別表1に規定す る額とする。

(委 任)

第5条 外国旅行の旅費の種類及びその額その他この規程に定めのない事項は、 会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
  - 附 則 (平成27年6月1日一部改正・第2条第4項、第5項、第4条第1項、第2項)
- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。
  - 附 則(平成28年3月25日一部改正・第4条第1項)
- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成29年5月18日一部改正・第1条・第2条第6号)
- 1 この規程は、平成29年5月18日から施行する。

## 別表1

747F1 =			
役職名	日 当	宿泊料(1夜につき)	
	(1日につき)	県 外	県 内
正副会長常務理事	2,600 円	15, 600 円	11,800円
理事・監事 評 議 員	2, 200 円	13,000 円	9,800円